

臨教第8号議案

令和8年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の
募集及び決定に関する要綱について

別紙（案）のとおり

令和7年4月25日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

令和8年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について制定いたしたく提案するものです。

(案)

令和8年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

令和8年度神奈川県立の中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)の入学者の募集及び決定は、この要綱の定めるところによる。

1 募集定員

神奈川県立相模原中等教育学校 160名

神奈川県立平塚中等教育学校 160名

2 志願資格

中等教育学校に入学を志願しようとする者(以下「志願者」という。)は、原則として平成25年4月2日から平成26年4月1日の間に出生した者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)が県内に住所を有する者とする。ただし、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程を令和8年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和8年3月31日までに修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における6年の課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの者

3 志願手続

(1) 志願範囲

志願者は、神奈川県立相模原中等教育学校又は神奈川県立平塚中等教育学校のいずれか1校を志願できるものとする。

(2) 志願方法

志願者は、指定されたウェブサイト上で志願手続を行い、入学願書その他必要な書類等を志願先の中等教育学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

(3) 出願期間

出願期間は、令和7年12月22日(月)から令和8年1月5日(月)までとする。また、出願書類の提出期間は、令和8年1月6日(火)から同月8日(木)まで(当該期間内の消印があるものを受け付ける。)とする。

4 検査方法

- (1) 中等教育学校の校長は、適性検査を行う。
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

5 検査の期日

検査の期日は、令和8年2月3日(火)とする。

6 合否決定及び合格発表の期日

(1) 合否決定

中等教育学校の校長は、前記 4 に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的選考を行い、選考結果が上位の者から160名を合格者として決定する。

(2) 合格発表の期日

合格発表の期日は、令和 8 年 2 月 10 日 (火) とする。

7 入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に中等教育学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 中等教育学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

(2) 中等教育学校の校長は、前記 (1) の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(3) 入学者に欠員が生じたときは、中等教育学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、中等教育学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。